

株主各位

証券コード 4588
2025年2月28日
(電子提供措置の開始日 2025年2月27日)

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
オンコリスバイオファーマ株式会社
代表取締役社長 浦田泰生

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご通知申し上げます。本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第21回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.oncolys.com/jp/ir/stock-meeting.html>

また、上記のほか東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社名を入力して検索頂き、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順にクリックしてご確認ください。

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権行使できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年3月26日(水)17時30分までに議決権行使くださいますようお願い申し上げます。また、今後の状況変化により、株主総会の運営(会場・開始時間等)に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト(<https://www.oncolys.com/jp/ir/>)に掲載させて頂きます。

敬具

記

1. 日 時 2025年3月27日(木曜日) 10時(受付開始9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区隼町1番1号 ホテルグランダーアク半蔵門 4階 富士(東)の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第21期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 取締役4名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

注: 本総会より、株主総会当日の会場受付での招集通知の配布を控えさせて頂きます。また、株主総会終了後に事業説明会の開催を予定していますが、緊急事態発生時は中止する場合がございます。
以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人がご出席される際は代理権を証する書面(委任状)、ご本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させて頂きます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使頂くことができます。

株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参頂き、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025/3/27 (木)
10時

書面の郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、行使期限までに到達するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせて頂きます。

行使期限

2025/3/26 (水)
17時30分到着

インターネット



パソコン、スマートフォン又は携帯電話等から、次の議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト▶
<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2025/3/26 (水)
17時30分まで

インターネットによる議決権行使についての注意事項

書面とインターネット等により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものと致します。インターネット等により複数回、又はパソコン、スマートフォン又は携帯電話等で重複して議決権行使された場合は、最終に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うこと致します。

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎0120(652)031 (受付時間9:00~21:00)

(2) 上記(1)以外のご照会（住所・株式数など）は、下記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引きの証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部 ☎0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

インターネット等による議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用頂くことによってのみ可能です。

行使期限

2025/3/26 (水) 17時30分まで



パソコンをご利用の方

1 | 議決権行使ウェブサイトにアクセス

...ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！...

●本サイトはご利便にうって、「インターネットによる議決権行使について」の操作内容をよく読み、ご了承の上お手続きください。またお手数ですが、タブレットやスマートフォンでご利用ください。

●議決権行使コードは、必ずご登録ください。

●お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」と「パスワード」を入力して、お手続きください。

次へすすむ

2 | ログイン

...ログイン...

●議決権行使コードを入力して、ログインボタンをクリックしてください。

●お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力して、お手続きください。

●お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力して、お手続きください。

議決権行使コード: ログイン 戻しる

3 | パスワードの入力

...パスワード認証...

●パスワードを入力して、「パスワード登録」ボタンをクリックしてください。

●パスワード登録は、「パスワード」と「パスワード確認」を一致させてください。

パスワード: パスワード確認: 次へ

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

ウェブ行使

<https://www.web54.net>
「次へすすむ」をクリック

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

*ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録して頂く必要があります。

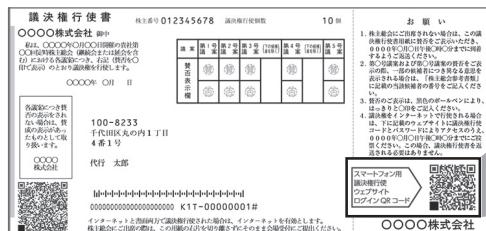


スマートフォンをご利用の方（「スマート行使」のご案内）

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取り頂くことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権行使できます。

なお、一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力頂く必要があります。

「スマート行使」ご利用イメージ



株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

現任の取締役4名は、全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

取締役会の構成員の多様性を確保して、より適切な経営判断を行うとともに、透明性の高い経営とより高いレベルでのコーポレート・ガバナンス体制を確立することで、企業価値のさらなる向上を図るべく、取締役候補者を選定しております。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 重要な兼職	地位 の状況	担当及び の状況	所有する当社 株式の数
1 <input checked="" type="checkbox"/> 再任	浦田泰生 (1955年10月26日)	1983年4月 小野薬品工業(株)入社 1994年8月 日本たばこ産業(株)入社 医薬総合研究所配属 1999年4月 同 研究企画部長就任 2002年3月 同 研究開発企画部長就任 2003年8月 同 医薬品事業部調査役就任 2004年3月 当社設立 代表取締役社長 研究開発担当就任 2009年11月 バイオ・イノベーション研究会 (経済産業省) 委員就任 2016年8月 Oncolys USA Inc. CEO 兼 取締役会議 長就任(現任) 2020年4月 OPA Therapeutics Inc. CEO 兼 取締 役会議長就任(現任) 2021年1月 当社代表取締役社長 研究開発担当 兼 事業開発担当就任 2023年6月 当社代表取締役社長 研究開発担当 兼 CMC担当就任(現任)	臨床開発部配属 日本たばこ産業(株)入社 医薬総合研究所配属 同 研究企画部長就任 同 研究開発企画部長就任 同 医薬品事業部調査役就任 当社設立 代表取締役社長 研究開発担当就任 バイオ・イノベーション研究会 (経済産業省) 委員就任 Oncolys USA Inc. CEO 兼 取締役会議 長就任(現任) OPA Therapeutics Inc. CEO 兼 取締 役会議長就任(現任) 当社代表取締役社長 研究開発担当 兼 事業開発担当就任 当社代表取締役社長 研究開発担当 兼 CMC担当就任(現任)		498,900株
取締役候補者とした理由					浦田泰生氏は、当社の創業者かつ設立以来代表取締役社長であり、40年に渡る創薬研究開発の知識と経験を兼ね備え、経営の指揮を執っています。これまでに、多くの抗HIV薬や循環器病薬の承認申請に深く関与し、多くの創薬開発を成功に導いた経験や企業経営者としてのリーダーシップの観点から、適切な人財であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者と致しました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴要旨 、地位、担当及び な兼職の状況	所有する当社株式の数
2 再任	かしわらやすなり成 (1965年12月8日)	<p>1991年4月 日本チバガイギー(株)入社 1997年1月 参天製薬(株)入社 2002年8月 Trinity College Dublin留学、MBA 2003年4月 参天製薬(株)ライセンシング室マネージャー就任 2005年2月 (株)UMNファーマ 代表取締役社長就任 2007年12月 当社入社 2008年3月 当社取締役就任 2016年8月 Oncolys USA Inc. 取締役社長就任 2016年9月 Liquid Biotech USA, Inc. 取締役就任 2017年4月 Precision Virologics, Inc. 取締役就任 2017年11月 Liquid Biotech USA, Inc. 取締役社長就任 2018年2月 Unleash Immuno Oncolytics, Inc. 取締役就任 2020年1月 Oncolys USA Inc. 取締役就任 (現任) 2020年4月 OPA Therapeutics Inc. 取締役就任 (現任) 2022年8月 当社取締役 CMC企画担当 兼 海外渉外担当就任 2023年6月 当社取締役 事業開発担当就任 2024年4月 当社常務取締役 事業開発・リスク管理担当就任 (現任) </p>	115,000株
取締役候補者とした理由 桜原康成氏は、製薬業界で25年以上にわたり事業開発に携わってきました。事業開発担当役員として当社パイプラインの導出入、共同開発、その他の提携などを指揮しています。また、これらの経験を当社のリスク管理にも活かしています。当社のパイプラインに関するビジネス提携を推し進めると共に、適切なリスク管理を遂行するために必要な経験を有した適切な人財であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者と致しました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴要旨 、地位、担当及び な兼職の状況	所有する当社株式の数
3 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外	斎藤泰 (1957年12月23日)	<p>1980年4月 日本専売公社（現：日本たばこ産業株）入社</p> <p>2003年1月 同 たばこ事業本部中国事業部長就任</p> <p>2005年6月 アプライドバイオシステムズジャパン（株）（現：ライフテクノロジーズジャパン（株））ディレクター就任</p> <p>2009年10月 ニューアイソングランドバイオラボジャパン（株）代表取締役社長就任</p> <p>2011年10月 （株）CSIジャパン専務執行役員就任</p> <p>2014年4月 同 副社長執行役員就任</p> <p>2015年10月 （株）建デボ執行役員チーフファイナンシャルオフィサー就任</p> <p>2018年4月 同 代表取締役社長就任</p> <p>2020年3月 （株）ジーエヌアイグループ取締役執行役事業開発担当就任</p> <p>2021年8月 （株）ダイナミクス社外取締役就任</p> <p>2021年12月 （株）資さん特別顧問就任</p> <p>2022年3月 当社 社外取締役就任（現任）</p> <p>2022年8月 （株）ダイナミクス代表取締役社長就任</p> <p>2024年7月 ゆこゆこホールディングス（株）代表取締役就任（現任）</p>	一株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要			斎藤泰氏は、日本たばこ産業（株）の海外展開や新規事業の立ち上げに関して中心的な役割を果たした後に、上場バイオベンチャーの取締役など様々な職種において経営者としての経験を有しております。企業経営における豊富な経験と高い見識により、中立的・客観的な視点に基づいた有効な助言を行い、当社の企業価値の向上を図る上で必要な人材と判断し、同氏を当社社外取締役候補者と致しました。選任後は上記の役割を果たすことを期待しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外	いい 飯 の なお こ子 (1960年6月10日)	<p>1984年4月 自治医科大学附属病院薬剤部 入職</p> <p>2000年7月 (株)メディカル・プラネット 入社 取締役副社長就任</p> <p>2005年3月 (株)メディカルクリエイション 取締役社長就任</p> <p>2007年2月 (株)医療情報総合研究所 代表取締役社長就任</p> <p>2009年7月 テラ(株) 入社 事業開発室勤務 事業開発室長就任</p> <p>2010年3月 同 取締役就任</p> <p>2014年6月 学校法人東京理科大学 入職 理事長室勤務 常務理事補佐就任</p> <p>2016年3月 シンバイオ製薬(株) 社外取締役就任</p> <p>2017年8月 クオリップス(株) 代表取締役社長就任</p> <p>2020年1月 日本マクドナルド(株) 入社 コミュニケーション&CR本部 Director, CSR就任</p> <p>2022年12月 同 コミュニケーション&CR本部 Director, Corporate Relations就任</p> <p>2023年3月 当社 社外取締役就任(現任)</p> <p>2023年4月 公立学校法人京都府立医科大学 学長補佐エグゼクティブ・フェロー就任</p> <p>2024年4月 京都府公立大学法人 京都府立医科大学 学長補佐 特任教授 就任(現任)</p>	一株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要			飯野直子氏は、薬剤師という医療従事者としての経験の後に、上場バイオベンチャーの常勤取締役や社外取締役など経営者としての経験を有しております。医療従事者としての観点、さらには企業経営における豊富な経験と高い見識により、中立的・客観的な視点に基づいた有効な助言を行い、当社の企業価値の向上を図る上で必要な人材と判断し、同氏を当社社外取締役候補者と致しました。選任後は上記の役割を果たすことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者である斎藤泰氏及び飯野直子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 取締役候補者である斎藤泰氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年になります。当社は、同氏の長年の企業経営における豊富な経験と高い見識により、中立的・客観的な視点に基づいた有効な助言を行えると判断した一方、同氏の兼職先との間には取引その他の関係もないため、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定し上場証券取引所に届け出しております。
4. 取締役候補者である飯野直子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年になります。
5. 取締役候補者である斎藤泰氏及び飯野直子氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社は、取締役候補者である斎藤泰氏及び飯野直子氏の選任が承認された場合には、上記の契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
6. 取締役候補者である浦田泰生氏、樋原康成氏、斎藤泰氏、飯野直子氏と当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することができるものとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、当社が当該役員に対してその責任を追及する場合の争訟費用は補償の対象としないこととしております。取締役候補者である浦田泰生氏、樋原康成氏、斎藤泰氏、飯野直子氏の選任が承認された場合には、上記の契約を継続する予定であります。
7. 当社は、取締役候補者である浦田泰生氏、樋原康成氏、斎藤泰氏、飯野直子氏を被保険者とした会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を填補することとしており、その保険料は当社において全額負担しております。取締役候補者である浦田泰生氏、樋原康成氏、斎藤泰氏、飯野直子氏の選任が承認された場合には、当該契約の被保険者として継続される予定であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

現任の監査役3名は、全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たな監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 新任	久世慎一 (1959年10月6日)	1978年4月 (株)インフォメーション・サービス・ビューロー(現(株)アイ・エス・ビー)入社 2002年1月 同 執行役員フィールドソリューション事業部 事業部長就任 2009年1月 同 内部統制推進部 部長就任 2016年1月 同 監査室 室長就任 2020年3月 同 取締役常勤監査等委員就任 2024年4月 同 顧問就任	一株
監査役候補者とした理由 久世慎一氏は、上場企業で執行役員等を歴任した後、内部統制の経験を有しております。また、上場企業の取締役常勤監査等委員の経験から、内部統制システムに精通しています。これらの経験と知見を当社の経営に活かして頂くため、同氏を当社常勤監査役候補者と致しました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2 <input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外	やなぎ　さわ　たか　ひと 柳澤崇仁 (1964年11月14日)	2001年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属） 2006年4月 第一東京弁護士会広報・調査室嘱託 2010年4月 武蔵野簡易裁判所民事調停委員(現任) 2015年2月 日本弁護士連合会調査室室長 2016年4月 日本弁護士連合会事務総長付特別嘱託 2017年4月 東京民事調停協会連合会常務理事 武蔵野民事調停協会幹事長 2018年5月 奥・片山・佐藤法律事務所設立参画パートナー(現任) 2020年4月 第一東京弁護士会副会長 2021年3月 当社補欠監査役 2022年1月 武蔵野簡易裁判所司法委員(現任)	一株
社外監査役候補者とした理由			
3 <input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外	なが　すえ　まさ　や 永末真也 (1963年3月10日)	1990年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 1996年4月 公認会計士登録 1996年4月 永末公認会計士事務所開設（現任） 2018年5月 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド 常勤監査役就任 2023年12月 株式会社スプレッド 社外監査役就任 2024年3月 当社補欠監査役	一株
社外監査役候補者とした理由			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者である柳澤崇仁氏及び永末真也氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、監査役候補者である久世慎一氏、柳澤崇仁氏及び永末真也氏の選任が承認された場合には、久世慎一氏、柳澤崇仁氏及び永末真也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
4. 監査役候補者である久世慎一氏、柳澤崇仁氏及び永末真也氏の選任が承認された場合には、久世慎一氏、柳澤崇仁氏及び永末真也氏と当社は、就任後速やかに会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することになる予定です。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、当社が当該役員に対してその責任を追及する場合の争訟費用は補償の対象としないこととする予定です。
5. 監査役候補者である久世慎一氏、柳澤崇仁氏及び永末真也氏の選任が承認された場合には、当社は、就任後速やかに会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者に久世慎一氏、柳澤崇仁氏及び永末真也氏を追加し、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を填補する予定であります。当社は、当該保険料を全額負担しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次の通りであります。

氏 名 (生年月日)	略歴 重要な兼職	地位の及び 状況	所有する当社 株式の数
田村彰浩 (1965年6月13日)	2004年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属） 2004年12月 真和総合法律事務所 入所 2004年12月 第一東京弁護士会 民事介入暴力対策委員会委員（現任） 2012年4月 東京簡易裁判所 民事調停委員（現任） 2015年2月 フレイ法律事務所（現ライオンズフィデス法律事務所） 入所（現任） 2020年1月 公益財団法人全日本柔道連盟コンプライアンス委員会委員（現任） 2020年5月 第一東京弁護士会等法律相談員（現任）		一株

補欠の社外監査役候補者とした理由

田村彰浩氏は、弁護士としての専門的な知識・経験を有しております。そのため、当社の業務執行に関与する意思決定等に対してその妥当性、適正性といった観点から社外の独立した視点に立った実効的な監査を行って頂けるものと判断し、同氏を補欠監査役候補者としました。なお、田村彰浩氏は、これまで会社の経営に関与した経験は有しておりませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. 田村彰浩氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田村彰浩氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 田村彰浩氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とします。
4. 田村彰浩氏が監査役に就任した場合には、就任後速やかに会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することになる予定です。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、当社が当該役員に対してその責任を追及する場合の争訟費用は補償の対象としないこととする予定です。
5. 田村彰浩氏が監査役に就任した場合には、就任後速やかに会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険の被保険者に追加し、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を填補する予定であります。その場合、当社は、当該保険料を全額負担する予定です。

第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、2024年12月31日現在、5,057,978,001円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。今般、この欠損金を填補し、財務体質の健全化と将来の剰余金の配当等の株主還元策の実現を目指すとともに、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行つものであります。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損額の填補に充当するものであります。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合は、下記資本金の額、資本準備金の額、減少後の資本金の額及び減少後の資本準備金の額が変動致します。

本件は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく資本金及び資本準備金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではございません。また、資本金及び資本準備金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではありません。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金5,108,160,255円のうち2,363,488,517円

資本準備金2,694,489,484円のうち2,694,489,484円

(2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金5,057,978,001円

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金5,057,978,001円を全額減少させ、繰越利益剰余金に振り替え、

欠損墳補に充当するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金5,057,978,001円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金5,057,978,001円

3. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を生ずる日

2025年5月31日

以 上

事業報告

(2024年1月1日から)
2024年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の回復や大手企業を中心とした歴史的な賃上げなどを背景に、日銀が17年ぶりの金利引き上げを決定するなど国内経済回復の兆しが見えてきました。一方で、ウクライナ戦争の長期化、米国大統領をはじめとする各国政権交代による不確実性の上昇など、世界経済の不安定な状況は今後も継続する見通しです。

このような状況下、当社は「未来のがん治療に新たな選択肢を与え、その実績でがん治療の歴史に私たちの足跡を残してゆくこと」をビジョンとし、経営の効率化及び積極的な研究・開発・ライセンス活動を展開致しました。

特に、がんのウイルス療法OBP-301を中心に研究・開発・ライセンス活動を推進させています。当社は日本国内で厚生労働省よりOBP-301に関する再生医療等製品の「先駆け審査指定」を受けて「放射線併用による食道がんPhase 2臨床試験（OBP101JP試験）」を完了させました。本臨床試験結果は、2024年10月に開催された第62回日本癌治療学会学術集会（福岡）において発表されました。独立行政法人 医薬品医療機器総合機構とOBP-301の承認申請に向けた協議を重ねた結果、先駆け総合評価相談に移行することを合意しました。2025年上半期に先駆け総合評価相談を開始し、市販後臨床試験計画も含めた内容の審査を受けた後に、2025年12月期の承認申請を予定しています。

国内ビジネス面では、2024年2月には富士フィルム富山化学株式会社とOBP-301の販売提携契約を締結し、製造元のヘノジエン社（サーモフィッシュ・グループ、ベルギー）から医療機関に至るサプライチェーンを構築するとともに、上市後の販売体制に関する各種協議を進めています。さらに、東京都へ再生医療等製品製造販売業の業許可申請を行っています。

一方、海外では、米国ではOBP-301とペムブロリズマブの共同開発体制を構築し、当社とMSD社は胃がんの2次治療患者を対象としたPhase2医師主導治験の研究開発費を折半しています。OBP-301と放射線化学療法を併用したPhase1医師主導治験の安全性や予

備的な有効性の結果は、2025年1月の米国臨床腫瘍学会消化器がんシンポジウムで発表されました。また、2024年12月には台湾のメディジエン社と台湾での販売権に関するライセンス契約を締結しました。

LINE-1 阻害剤 OBP-601 (censavudine) は、Transposon Therapeutics, Inc. (以下、「Transposon社」)とのライセンス契約の下、同社の全額費用負担により臨床試験が進められています。

以上の結果、当事業年度は、売上高31,384千円（前期は売上高63,038千円）、営業損失1,681,403千円（前期は営業損失1,929,986千円）を計上しました。また、営業外収益として為替差益43,775千円等を計上し、営業外費用として新株予約権発行費7,202千円、株式交付費10,394千円等を計上し、経常損失1,663,911千円（前期は経常損失1,913,816千円）になりました。さらに、当社がOBP-301の保管を行う倉庫で使用する機器等の減損損失17,104千円を特別損失として計上した結果、当期純損失1,684,778千円（前期は当期純損失1,938,505千円）を計上しました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施致しました当社の設備投資の総額は17,919千円で、その主なものは次の通りであります。

イ. 当事業年度中に完成した主要設備

保管機器、分析装置

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、第20回新株予約権の発行に伴う払込により2,200千円、第19回新株予約権の一部の行使及び第20回新株予約権の全部の行使により2,901,211千円の資金調達を実施しました。また、長期借入により100,000千円の資金調達を実施しました。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第18期 (2021年12月期)	第19期 (2022年12月期)	第20期 (2023年12月期)	第21期 (当事業年度) (2024年12月期)
売上高(千円)	642,494	976,182	63,038	31,384
経常損失(△)(千円)	△1,500,888	△1,163,008	△1,913,816	△1,663,911
当期純損失(△)(千円)	△1,615,439	△1,148,938	△1,938,505	△1,684,778
1株当たり 当期純損失(△)(円)	△95.50	△66.31	△108.92	△77.17
総資産(千円)	4,291,876	2,650,959	2,040,598	3,198,858
純資産(千円)	3,593,992	2,159,269	1,474,097	2,752,209
1株当たり 純資産額(円)	206.86	124.20	74.35	110.40

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第19期の期首から適用しており、第19期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、組織戦略において下記を重要な課題として取り組んでおります。

a. 経営理念の浸透

当社のビジョンは、「未来のがん治療に新たな選択肢を与え、その実績でがん治療の歴史に私たちの足跡を残してゆくこと」です。私たちが求めて止まないのは、医療の“イノベーション”です。そのために、普段からの医学研鑽を惜しません。少人数で大きな仕事を成し遂げてこそ、アドベンチャーと言えるでしょう。大企業にできないことこそ、私たちが成し遂げるべき目標です。いくら儲かるからではなく、どれだけの人を救えるかに価値観をもち、その結果としての利益を追求してゆきたいと考えます。経営者と社員だけではなく、株主様ともこの意識を共有してゆきます。常に透明な経営を心がけ、定期的な情報公開を行ってゆきます。社会貢献を目指す社会人として、常にコンプライアンスの遵守を心がけます。この経営理念を役職員に浸透させ、経営理念に基づいた経営戦略の遂行を柔軟且つ活気を持って執り行う組織を構築することが、重要な経営課題です。そのためには、経営理念を具現化するための行動規範を策定し、役職員に行動規範の遵守を指導とともに、経営トップが役職員に経営理念を語る機会を積極的に設定しています。その上で、研究開発部門と事業開発部門が一元的に情報を共有することを第一義に組織を構築しています。また、社内リソースを管理する管理部門は、常にステークホルダーを意識し、コンプライアンス遵守を徹底します。さらに、内部監査部門は、経営理念及び行動規範の浸透状況をはじめとするモニタリング機能を充実させていきます。

b. 人財の確保と成長

役職員個々の自発的な成長こそが当社の成長を支える必須要素です。その実現のために人財の採用・育成を積極的に推進します。特に、当社の研究開発やビジネスは国内外に渡るため、英語能力をはじめ国際的視野を持つ人財を育てることが重要です。社内外ネットワークを活用し、確かな技術・能力・成長意欲のある人財の採用を行い、併せてOJTや各種研修プログラムによる人財育成を行うことで、陣容の充実を図ります。また、業績評価や株式報酬制度を充実させ、業務のスピード及び質を最大化することに努めます。

c. 研究開発体制の強化

当社の研究開発は、医薬品候補の探索・創製から前臨床試験及び初期臨床試験（POC: Proof of Concept）までを中心とした前臨床から臨床段階への橋渡し（TR: Translational Research）や、これらの研究開発を進めるための治験薬の製造や品質管理などが主業務でしたが、これらに加え今後は厚生労働省との窓口業務を行う薬事体制や、製造販売業を管理統制する信頼性保証業務を強化していきます。従って、研究開発計画の企画立案並びにその進捗管理を主たる業務とするプロジェクトリーダーを担える人財や、薬事業務経験者や信頼性保証業務の経験者の確保並びに育成が重要な課題です。当社の研究開発体制は、国内のみならず海外にも展開しております。当社100%子会社 Oncolys USA Inc.（以下「Oncolys USA社」）の臨床開発部門との連携を充実させ、世界の医療や研究機関との共同研究開発を通じて先進技術を取り込み、技術レベルの向上とともに、アウトソーシング先を積極的に活用し、ローコスト且つハイレベルな研究開発体制の構築を行います。

d. 事業開発部門の強化

当社は、遺伝子改変ウイルス製剤を用いたがんのウイルス療法と重症ウイルス感染治療薬を事業領域に定めており、この業界においては非常に特殊なウイルス創薬の事業化を目指しています。従って、ビジネス能力だけではなく科学的知識の豊富な人財を確保・育成し、世界の製薬企業とのネットワークをより強固なものにしていきます。さらに、当社の米国子会社であるOncolys USA社との連携を強化することで海外製薬企業とのライセンスや共同開発の機会を数多く創出し、当社のキャッシュ・フロー獲得に貢献できる事業開発体制を構築します。

e. アウトソーシング戦略

アウトソーシングを主体とする当社のビジネスにおいて、その効率化は重要な課題であります。必要且つ十分な研究開発及び製造力の確保に向け、外部委託会社であるCRO (Contract Research Organization) 及び CDMO (Contract Development and Manufacturing Organization) との関係を強化するために、定期訪問等による綿密なコンタクト体制をとるべく全組織に啓蒙しています。また、常に最良のアウトソーシング体制を確保するべく、各々の業務領域において特定の1社依存にならぬよう、セカンドコントラクターの探索及び関係構築も行います。

(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

当社は創薬バイオ企業として研究開発先行型の事業を展開しており、独自性の高いがんのウイルス療法薬や重症感染症治療薬などの開発と事業化を推進しています。特に、腫瘍溶解ウイルスであるOBP-301並びに次世代腫瘍溶解ウイルスOBP-702を中心とした「がんのウイルス療法」と、ウイルス感染症治療薬OBP-2011を中心とした「重症ウイルス感染症治療薬」を主な事業領域とした「ウイルス創薬企業」として成長を目指しています。さらに、核酸系逆転写酵素阻害剤のメカニズムを活かしてHIV感染症治療薬として開発して参りましたOBP-601 (censavudine) は、LINE-1阻害剤としてドラッグリポジショニングを行い、ライセンス先のTransposon社により神經難病治療薬として開発が進められています。

これまで当社は、パイプラインの開発を初期の臨床試験段階まで進め、その後の開発や販売は製薬企業へライセンスを許諾し、その対価として契約一時金やマイルストーン、ロイヤリティ収入などを得るという事業モデルを展開してきました。しかし、今後は上記のようなライセンス型事業モデルに加えて、自社で製造販売承認を得る製薬会社型事業モデルの展開を進めます。

当社は、大手製薬会社の経営方針に依存するライセンス収入だけのビジネスモデルから脱却し、「医薬品を製造販売業者として供給することで継続した収入が得られる製薬会社型事業モデル」と「ライセンス型事業モデル」のハイブリッド型ビジネスモデルへ当社自身を変革させていく方針です。

「オンコリスなしでは医療現場が、ひいては患者様が困る」そういう存在感ある創薬を開することを基本方針とし、いち早く医療現場の課題解決に貢献してゆきたいと考えています。

事 業 領 域	主 な 開 発 パ イ プ ラ イ ン
が ん	がんのウイルス療法OBP-301 次世代腫瘍溶解ウイルスOBP-702 がん検査薬OBP-401 HDAC阻害剤OBP-801
重 症 ウ イ ル ス 感 染 症	ウイルス感染症治療薬OBP-2011
神 経 变 性 疾 患	LINE-1阻害剤OBP-601

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年12月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区
神 戸 リ サ ー チ ラ ボ	兵庫県神戸市

(7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

事業区分		使用人數	前事業年度末比増減	
創薬事業		16 (4)名	1名減	(2名増)
その他	事業開発及び特許管理	3 (1)	-	(-)
	管理部門	16 (-)	2名増	(3名減)
合計		35 (5)	1名増	(1名減)

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借入先	借入額
神戸信用金庫	144,432千円
株式会社日本政策金融公庫	100,000
株式会社みなと銀行	50,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、利益計上に至っていない現時点におきましては、一日も早く収益体制を確立することに注力する所存であります。収益獲得に至りました時点以降は、経営基盤の一層の強化と積極的な事業展開に備えた内部留保の充実を勘案しながら、各期の経営業績を考慮に入れて配当政策を決定して参ります。

2. 株式の状況 (2024年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 24,961,600株 (自己株式101,238株を含む)
- (3) 株主数 14,628名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
楽 天 証 券 株 式 会 社	739千株	2.97%
ア ス テ ラ ス 製 薬 株 式 会 社	727	2.92
東 京 短 資 株 式 会 社	580	2.33
BNP PARIBAS FINANCIAL MARKETS	559	2.25
浦 田 泰 生	498	2.00
株 式 会 社 SBI 証 券	371	1.49
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	371	1.49
YUANTA SECURITIES CO.,LTD-RETAIL ACCOUNT	316	1.27
松 井 証 券 株 式 会 社	240	0.96
中 西 均	237	0.95

(注) 持株比率は、自己株式（101,238株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 2024年4月2日付の譲渡制限付株式報酬としての新株発行により、発行済株式の総数が96,400株増加しております。
- ② 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が5,148,100株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第16回新株予約権
発行決議日	2014年8月12日	2015年8月21日	2017年5月19日
新株予約権の数	1,050個	1,000個	710個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 105,000株	普通株式 100,000株	普通株式 71,000株
新株予約権の払込金額	1株当たり 10円	1株当たり 10円	1株当たり 14円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(1株当たり)	696円	712円	776円
権利行使期間	自 2014年9月5日 至 2034年9月4日	自 2015年10月6日 至 2035年10月5日	自 2017年7月3日 至 2037年6月18日
行使の条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	1名 1,000個	1名 1,000個
	社外取締役	0名 0個	0名 0個
	監査役	1名 50個	0名 0個
			1名 10個

(注) 1. 新株予約権者に法令、定款もしくは社内規則に違反する行為があった場合又は新株予約権者が当社と競合関係にある会社の取締役、執行役員、監査役、使用人、嘱託、顧問、開発アドバイザー、社外協力者もしくはコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上、新株予約権者の本新株予約権行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、新株予約権行使できないものとする。

- ① 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の相続を認める。
- ③ 新株予約権は、新株予約権の全部又は一部行使することができる。
- ④ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反していないこと。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

前事業年度中の2023年7月24日に発行いたしました以下記載の第19回新株予約権（行使価額修正条項付）につきましては、2024年3月29日をもって、発行したすべての新株予約権が行使され、消滅しております。また、当事業年度中の2024年7月1日に以下記載の第20回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行いたしましたが、同新株予約権についても、同年11月6日をもって、発行したすべての新株予約権が行使され、消滅しております。

①2023年7月7日開催の取締役会決議に基づき発行した第19回新株予約権（行使価額修正条項付）

割当日	2023年7月24日
発行新株予約権数	34,600個
目的たる株式の種類及び数	新株予約権 1個当たり当社普通株式100株
発行価額	本新株予約権 1個当たり金610円（総額21,106,000円）
当該発行による潜在株式数	潜在株式数：3,460,000株（新株予約権 1個につき100株） なお、下記「行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、いかなる行使価額においても、潜在株式数は、3,460,000株で一定です。
資金調達の額	2,175,606,000円（差引手取概算額）（注1）
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額625円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に、当該効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額に修正されますが、かかる修正後の価額が下限行使価額（313円）を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
割当先	SMBC日興証券株式会社
行使可能期間	2023年7月25日から2025年7月31日

- （注） 1. 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少いたします。また、行使可能期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少いたします。
2. 本新株予約権は、上記の通り、2024年3月29日をもって、発行したすべての新株予約権が行使され、消滅しております。

②2024年6月14日開催の取締役会決議に基づき発行した第20回新株予約権（行使価額修正条項付）

割当日	2024年7月1日
発行新株予約権数	40,000個
目的たる株式の種類及び数	新株予約権1個当たり当社普通株式100株
発行価額	本新株予約権1個当たり金55円（総額2,200,000円）
当該発行による潜在株式数	4,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は、当初349円（2024年6月13日の株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の50%相当額）としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は4,000,000株です。
資金調達の額	2,786,200,000円（差引手取概算額）（注1）
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額：698円（2024年6月13日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額）本新株予約権の行使価額は、2024年7月2日に初回の修正がなされ、以後各取引日（「取引日」とは、取引所において売買立会が行われるものとされている日をいいます。以下同じ。）毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本項に基づく修正が行われる場合、行使価額は、各修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、いずれかの修正日の直前取引日に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。
割当先	EVO FUND
行使可能期間	2024年7月2日から2025年3月3日

（注） 1. 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少いたします。また、行使可能期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少いたします。

2. 本新株予約権は、上記の通り、2024年11月6日をもって、発行したすべての新株予約権が行使され、消滅しております。

③当期末現在における未行使の新株予約権の目的となる株式の総数と発行済み株式総数（自己株式を除く）に対する割合は以下の通りです。

未行使の新株予約権の目的となる株式の総数	701,800株
発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合	2.82%

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	浦田泰生	研究開発担当 兼 CMC担当 Oncolys USA Inc. CEO 兼 取締役会議長 OPA Therapeutics Inc. CEO 兼 取締役会議長
常務取締役	樺原康成	事業開発・リスク管理担当 Oncolys USA Inc. 取締役 OPA Therapeutics Inc. 取締役
取締役	斎藤泰	ゆこゆこホールディングス株式会社 代表取締役
取締役	飯野直子	京都府公立大学法人 京都府立医科大学 学長補佐 特任教授
常勤監査役	立谷勝房	
監査役	大木史郎	
監査役	永塚良知	弁護士 東京地方裁判所 民事調停員 日章鉄螺株式会社 社外監査役 サンユー建設株式会社 社外取締役 日本金属株式会社 社外取締役

- (注) 1. 2024年3月28日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって、吉村圭司氏が取締役を任期満了により退任致しました。
- (注) 2. 取締役斎藤泰氏及び取締役飯野直子氏は、社外取締役であります。なお、当社は、斎藤泰氏を一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員として指定しております。
- (注) 3. 常勤監査役の立谷勝房氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (注) 4. 監査役大木史郎氏及び監査役永塚良知氏は、社外監査役であります。
- (注) 5. 当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
樺原 康成	取締役 事業開発・リスク管理担当	取締役 事業開発担当	2024年3月28日
樺原 康成	常務取締役 事業開発・リスク管理担当	取締役 事業開発・リスク管理担当	2024年4月1日

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の報酬にかかる決定方針

当社は、取締役会において、取締役の報酬等にかかる決定方針を決議しており、その内容は以下の通りです。取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決定された決定方針と整合していることを確認し当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

取締役の金銭報酬は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、各取締役の中長期的な貢献度、役割及び責任等を勘案して年間報酬を決定し、その内訳となる報酬月額を決定する。

2. 業績指標等の内容及び額又は数の算定方法の決定方針

当社事業の収益モデル上、当社における経営努力が収益化に至るまでには相応の年数を要し、単年度又は特定の年数における業績に経営努力とその成果が反映される関係にはないことから、業績連動報酬は原則として採用しない。

3. 非金銭報酬等の内容及び数の算定方法の決定方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、取締役（社外取締役を除く）に対し、非金銭報酬として、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社株式を付与する。

4. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

非金銭報酬については付与しない年度もあることから、各報酬につき各方針に沿って定めるものとし、予め全体の支給割合を定めるものではない。

5. 報酬等を与える時期又は条件の決定方法

金銭報酬については、月例の固定金銭報酬とする。非金銭報酬については、経営環境、業績、将来的なインセンティブ付与の必要性等の観点から、各取締役別に付与するか否かを決定する。付与する場合は、年度内に株主総会決議の範囲内において付与するものとする。

6. 取締役の個人別の報酬の決定方法

- a. 委任を受ける者の氏名又は株式会社における地位・担当

代表取締役社長

- b. 委任する権限の内容

個人別の支給額の決定は、代表取締役社長浦田泰生に委任する。なお、非金銭報酬については、各取締役個人に対する割当での額及び株式数につき、取締役会の承認によるものとする。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定にかかる委任に関する事項

取締役会は代表取締役社長浦田泰生に上記方針に基づいて各取締役の報酬額の決定を委任し、取締役会から委任を受けた代表取締役社長浦田泰生は、各取締役の中長期的な貢献度、役割及び責任等を勘案して年間報酬を決定し、その内訳となる報酬月額を決定しております。

報酬額の決定を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。なお、非金銭報酬については、各取締役個人に対する割当での額及び株式数につき、取締役会の承認によるものとしております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	分	基 本 報 酉	株 式 報 酉	合 計
取 締 役 (5名)		千円 89,550	千円 一	千円 89,550
うち社外取締役(2名)		16,020	一	16,020
監 査 役 (3名)		11,503	一	11,503
うち社外監査役(2名)		5,503	一	5,503
合 計		101,053	一	101,053

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注) 2. 2010年10月26日の臨時株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）となっております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。またこの報酬とは別に、2019年3月28日の定時株主総会決議において、取締役に対する、譲渡制限付株式の割り当てのための報酬限度額は年額300百万円以内となっております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は1名）です。

(注) 3. 2007年3月28日の定時株主総会株決議による監査役の報酬限度額は年額30百万円以内となっております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としています。

(4) 補償契約の内容の概要

当社は取締役浦田泰生氏、樋原康成氏、斎藤泰氏、飯野直子氏、監査役立谷勝房氏、大木史郎氏、永塚良知氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令に定める範囲内において当社が負担する補償契約を締結しております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当社が当該役員に対してその責任を追及する場合の争訟費用は補償の対象としないこととしております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社役員が業務遂行に起因して損害賠償請求を受けた場合における争訟費用と損害賠償金について、被保険者が負担することとなる損害を当該保険契約により填補することとしております。また、当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社及び当社子会社の全役員、執行役員等であり、全ての被保険者につき保険料は全額会社が負担しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役斎藤泰氏は、ゆこゆこホールディングス株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役飯野直子氏は、京都府公立大学法人 京都府立医科大学の学長補佐 特任教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役永塚良知氏は、東京地方裁判所の民事調停員、日章鉄螺株式会社の社外監査役、サンユー建設株式会社の社外取締役、日本金属株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況 (取締役会・監査役会の出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要を含む)	出席率
取締役 斎 藤 泰	当事業年度に開催された20回の取締役会の全てに出席し、社外取締役としての見地から、当社のコーポレートガバナンスに関する発言を行うとともに、上場バイオベンチャーの取締役など様々な職種における経営者としての豊富な経験と高い見識により、中立的・客観的な視点に基づいた有効な助言を行い、当社研究開発の事業進捗について、適宜質問、発言を行うなど、経営陣の監督に努め、当社が同氏に期待する役割を果たしました。	取締役会 100%
取締役 飯野直子	当事業年度に開催された20回の取締役会の全てに出席し、社外取締役としての見地から、当社のコーポレートガバナンスに関する発言を行うとともに、薬剤師という医療従事者としての観点、さらには上場バイオベンチャーの取締役など企業経営における豊富な経験と高い見識により、中立的・客観的な視点に基づいた有効な助言を行い、当社研究開発の事業進捗について、適宜質問、発言を行うなど、経営陣の監督に努め、当社が同氏に期待する役割を果たしました。	取締役会 100%
監査役 大木史郎	当事業年度に開催された20回の取締役会の全て及び当事業年度に開催された18回の監査役会の全てに出席し、必要に応じ、主に薬学博士としての専門的見地から、当社の研究開発体制の構築・維持並びに研究開発方針に関する発言を行っており、当社が同氏に期待する役割を果たしました。	取締役会 100% 監査役会 100%
監査役 永塚良知	当事業年度に開催された20回の取締役会のうち19回及び当事業年度に開催された18回の監査役会のうち17回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持に関する発言を行っており、当社が同氏に期待する役割を果たしました。	取締役会 95% 監査役会 94%

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,670千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,670

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- (注) 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制につき2017年7月21日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」の変更決議を行いました。その内容、及び運用状況は以下の通りです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するため、「経営理念」、「行動規範」を制定する。

「運用状況」

- ・「経営理念」、「行動規範」、及び各種規程は、インターネット上で閲覧できる状態にあり、機会あるごとに社内周知している。

② 「取締役会規程」、コンプライアンスに関する各種社内規程の制定及び周知徹底を通じて、役職員が法令等を遵守するための体制を整備する。

「運用状況」

- ・「リスク管理規程」にコンプライアンスに関する規程を定め、取締役1名を「リスク管理担当役員」に任命し、定期的に社内研修による教育を実施し、役職員に対するコンプライアンス意識の徹底を全社横断的に実施している。

③ 取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて取締役及び使用人の職務の執行が法令等に適合していることを確認する。

「運用状況」

- ・代表取締役社長直属で内部監査業務を専任所管する「内部監査室」を設置し、監査結果に対して代表取締役社長は改善の指示を行い、「内部監査室」はその改善状況を再度監査する。
- ・役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係をもたず、毅然とした態度で臨む。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、決議書、その他取締役の職務の執行に係る情報について、「文書管理規程」に従い、情報類型ごとに保存期間・保存方法・保存場所を定め、文書又は電磁的記録の方法により閲覧可能な状態で、適切に管理を行う。

「運用状況」

- ・取締役会関連文書等は、上記の社内規則に基づき保存年限及び所管部署等を定めて適切に管理している。
- ・監査役が求めたときは、担当部署はいつでも当該請求のあった文書を閲覧し、又は謄本を提供する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務遂行に伴うリスクのうち会社経営に重大な影響を及ぼし得る主要なリスク（研究開発、知的財産権、副作用、為替変動、訴訟事件等）について、「リスク管理規程」を定め、個々のリスク管理に係る体制及びこれらのリスクを統合し管理する体制を整備する。

「運用状況」

- ・「リスク管理担当役員」はリスク情報の集約・棚卸・評価・対応及びその進捗を統括管理し、その他の会議の場で報告するなど、当社事業を取り巻くリスクに対応している。
- ・有事の危機管理においては大規模自然災害やパンデミック感染症等の危機発生時を想定した、「緊急連絡網」の整備と運用評価を行い、重大性、及び緊急性の評価によって「緊急対策本部」を設置する等、円滑に危機管理体制を構築する仕組みにより適切に対応している。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

「運用状況」

- ・当事業年度には、定時取締役会を12回、必要に応じた臨時取締役会を8回開催して、取締役会の報告・決議・承認を適時実施した。

- ② 常勤役員会を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。また、当社の重要な業務執行に関する事項について常勤役員会で協議し、取締役会の審議の効率化及び実効性の向上を図る。

「運用状況」

- ・常勤役員会は、必要に応じて機動的に開催し、経営に関する重要な事項の審議・決裁を行うことにより、機動的な経営判断・業務執行に関する意思決定を実現している。

- ③ 取締役の職務分担及び担当部門の分掌業務及び職務権限を適切に配分する。

「運用状況」

- ・取締役の職務分担及び担当部門の分掌業務及び職務権限に基づいて行い、各種会議を適切に運用している。

- ④ 経営目標の達成管理を適切に行うため、予実管理をはじめ個別施策の達成状況については継続的に検証し、その結果を反映する体制を整備する。

「運用状況」

- ・月次、四半期及び年度の予算並びに個別施策の計画及び達成状況は、取締役会に付議又は報告され、経営目標の適切な管理を行っている。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は2016年8月19日付で当社100%子会社Oncolys USA Inc.（米国、出資金10万米国ドル、非連結）を設立、2020年4月20日付で同じく当社100%子会社OPA Therapeutics Inc.（米国、出資金10万米国ドル、非連結）を設立した。各社並びに今後当社が子会社を設立した場合、企業集団で内部統制の徹底を図るべく、子会社に関して責任を負う取締役を任命するとともに、コンプライアンス・リスク管理体制、子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備する。

「運用状況」

- ・当事業年度は、引き続きOncolys USA Inc.並びにOPA Therapeutics Inc.の各社取締役3名を当社取締役及び使用人が兼務しており、当該取締役が当社取締役会において、子会社の取締役及び使用人の職務の執行にかかる事項を報告している。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき使用人（以下監査役スタッフという）として、適切な人材を監査役の求めに応じて任命することとする。

② 監査役スタッフに対する日常の指揮命令権は、監査役にあり、取締役からは指揮命令を受けないこととする。

「運用状況」

- ・監査役の職務を補助すべき特定の使用人たる監査役スタッフは、当該年度設置していない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人は、監査役及び監査役会に対して、法定の事項に加え会社経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を報告する。

② 監査役及び監査役会は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも取締役及び使用人に報告を求めることができるほか、取締役及び使用人から個別に職務執行状況を聴取することができる。

③ 監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、又はその改善を勧告したときは、当該取締役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に適宜報告する。

④ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることがないよう、コンプライアンス上の問題を通報した通報者と同様に保護措置を講じるものとする。

「運用状況」

- ・監査役が取締役会、常勤役員会及びその他重要会議に出席することにより、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、内部監査室と監査役が定期的に会合し、必要な報告を実施している。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役業務の遂行にあたり、本社各部門及び支店その他の営業所に立ち入り、重要な取引先等の調査、また、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力する。
- ② 監査役は必要に応じて各種会議、打合せ等に陪席することができる。
- ③ 監査役は監査内容について情報交換を行うため、内部監査室及び会計監査人と連携を図る。
- ④ 監査役が職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行において必要でない、又は生じたものでない場合を除き、これに応じるものとする。

「運用状況」

- ・代表取締役と定期的に意見及び情報交換の会合を実施している。
- ・監査役は、取締役会、その他重要会議に出席し、監査役の立場から積極的に発言している。
- ・取締役及び使用人は、監査役からの調査又はヒアリング依頼に対し、適切に対応している。
- ・必要に応じて費用の前払を行うなど、会社法の定めに基づき適切に対応している。
- ・監査役会規程及び監査役監査基準は常に社内で閲覧できる状態にあり、これらに従い適切に対応している。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,098,244	流動負債	252,390
現金及び預金	2,411,001	短期借入金	127,776
貯蔵品	4,578	リース債務	10,177
前払金	480,969	未払金	52,287
前払費用	53,448	未払費用	20,451
未収入金	102,417	未払法人税等	31,885
未収消費税等	45,829	預り金	9,812
		固定負債	194,258
		長期借入金	166,656
		リース債務	20,031
		退職給付引当金	7,570
		負債合計	446,649
(純資産の部)			
固定資産	100,614	株主資本	2,744,529
投資その他の資産	100,614	資本金	5,108,160
関係会社株式	20,936	資本剰余金	2,694,489
出資金	100	資本準備金	2,694,489
関係会社長期貸付金	47,445	利益剰余金	△5,057,978
敷金及び保証金	22,174	その他利益剰余金	△5,057,978
長期前払費用	9,955	繰越利益剰余金	△5,057,978
そのその他	4	自己株式	△142
資産合計	3,198,858	新株予約権	7,680
		純資産合計	2,752,209
		負債純資産合計	3,198,858

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	31,384
売 上 原 価	-
売 上 総 利 益	31,384
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,712,787
営 業 損 失 (△)	△1,681,403
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,145
受 取 配 当 金	5
為 替 差 益	43,775
そ の 他	40
	45,966
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4,597
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 償 却	6,205
新 株 予 約 権 発 行 費	7,202
株 式 交 付 費	10,394
そ の 他	73
	28,473
経 常 損 失 (△)	△1,663,911
特 別 損 失	
減 損 損 失	17,104
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	17,104
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△1,681,015
当 期 純 損 失 (△)	3,763
	3,763
	△1,684,778

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

資 本 金	株主資本					
	資本剩余金			利益剩余金		
	資 準	備 本 金	資 剰 合 余	本 金 計	そ の 他 利 益 金 剩 余	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	3,623,165	1,209,590	1,209,590		△3,373,199	△3,373,199
当 期 变 動 額						
新 株 の 発 行	1,484,995	1,484,898	1,484,898			
当 期 純 損 失					△1,684,778	△1,684,778
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当 期 变 動 額 合 計	1,484,995	1,484,898	1,484,898		△1,684,778	△1,684,778
当 期 末 残 高	5,108,160	2,694,489	2,694,489		△5,057,978	△5,057,978

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△142	1,459,413	14,683	1,474,097
当 期 变 動 額				
新 株 の 発 行		2,969,893		2,969,893
当 期 純 損 失		△1,684,778		△1,684,778
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△7,003	△7,003
当 期 变 動 額 合 計	—	1,285,115	△7,003	1,278,112
当 期 末 残 高	△142	2,744,529	7,680	2,752,209

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び2016年4月1日以後に取得した附属設備については定額法、その他については定率法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物…3～15年 工具器具備品…3～8年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

なお、取引の対価は通常、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① ライセンス契約に基づく収入

当社は医薬品のライセンス導出契約の締結に伴う契約一時金、マイルストン収入、治験薬販売及び製造開発負担金等による収益を得ております。契約締結から終了までの履行義務が一時点で充足される場合には、履行義務が充足された時点で収益計上し、一時点で充足されない場合には、契約負債として計上し、履行義務の充足に従い契約期間にわたって収益を認識しております。また、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

② その他の収益

当社は他の研究機関に対して医薬品の製造受託による収益を認識しております。製造受託による収入は製造品を顧客に引き渡し、検収が完了した時点で、支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の会計処理

株式交付費は支出時に全額費用処理しております。

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ 譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び従業員に支給した報酬については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 71,835千円
(2) 関係会社に対する金銭債権・債務
 関係会社に対する短期金銭債権 1,292千円
 関係会社に対する短期金銭債務 20,187千円
(3) 偶発債務
 該当事項はありません。

5. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
 販売費及び一般管理費 248,806千円
 営業取引以外の取引 2,016千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項
 普通株式 24,961,600株
(2) 自己株式の数に関する事項
 普通株式 101,238株
(3) 配当に関する事項
 該当事項はありません。

(4) 新株予約権に関する事項

(単位：株)

新株予約権の内訳	新株予約権の行使期間	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数			
			当期首	増加	減少	当期末
第13回新株予約権	2014年9月5日～2034年9月4日	普通株式	268,900	—	—	268,900
第14回新株予約権	2015年10月6日～2035年10月5日	普通株式	267,400	—	—	267,400
第16回新株予約権	2017年7月3日～2037年6月18日	普通株式	165,500	—	—	165,500

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	3,732,437
一括償却資産	388
減価償却超過額	43,782
退職給付引当金	2,318
製品	3,980
譲渡制限付株式報酬	5,486
未払事業税	8,615
敷金引当金	4,194
繰延税金資産小計	3,801,205
評価性引当額	△3,801,205
繰延税金資産合計	—

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、事業の円滑な遂行のための必要な資金を銀行等金融機関からの借入により調達しております。また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

営業債務である未払金は1年以内の支払期日です。借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であります。営業債務及び借入金は、流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、月次で資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	244,432	243,322	△1,109

(注) 1. 「現金及び預金」「短期借入金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	20,936

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	243,322	—	243,322

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Oncolys USA Inc.	(所有) 直接 100.00	研究開発委託 資金の貸付 役員の兼任	研究開発 委託取引 (注1)	246,798	未払金	18,179
				利息の受取 (注2)	2,016	関係会社 長期貸付金	47,445

取引条件及び取引条件等の決定方針等

(注1) 研究開発委託取引については、Oncolys USAとの間で締結したManagement Agreementに基づき支払っております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度
一時点で移転される財又はサービス	31,384
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—
顧客との契約から生じる収益	31,384
その他の収益	—
外部顧客への売上高	31,384

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準に記載の通りです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の残高が存在しないため、記載を省略しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社において、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を使用し記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

110円40銭

(2) 1株当たり当期純損失

77円17銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月6日

オンコリスバイオファーマ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	富 田 哲 也
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	牧 野 幸 享
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オンコリスバイオファーマ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、使用人及び内部監査室からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月6日

オンコリスバイオファーマ株式会社 監査役会

常勤監査役 立谷勝房 ㊞

社外監査役 大木史郎 ㊞

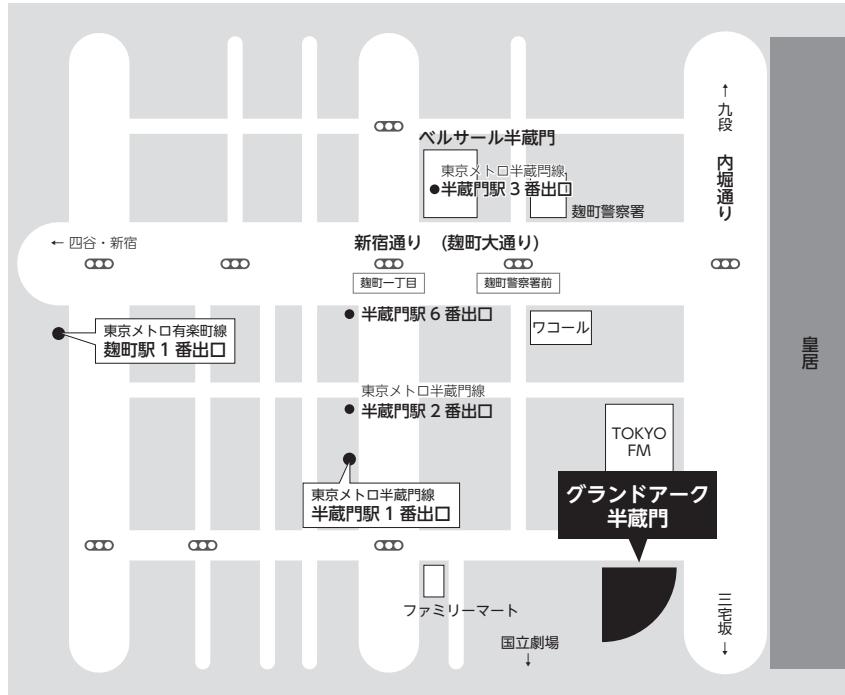
社外監査役 永塚良知 ㊞

以上

株主総会会場ご案内図

場所：東京都千代田区隼町1番1号
ホテルグランドアーク半蔵門 4階 富士（東）の間

電話：03（3288）0111



交 通 ご 案 内

- ① 東京メトロ半蔵門線『半蔵門駅』(1番出口) → 徒歩2分
- ② 東京メトロ半蔵門線『半蔵門駅』(6番出口) → 徒歩3分
※地上までエスカレーターとエレベーターが通じています。
- ③ 東京メトロ有楽町線『麹町駅』(1番出口) → 徒歩8分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。